

記入例

離婚届

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日

離婚届を提出する日を記入するので空欄におき役所で記入しましょう。

長印

令和2年11月28日届出

札幌市 長 殿

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附票 住民票 通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届書は、1通でさしつかえありません。
 この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき⇒調停調書の謄本
 審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき⇒和解調書の謄本
 認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本
 判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

住民登録をしている住所を記入します。住民票に記載されている住所と世帯主を記入します。

届出人の印鑑押印して下さい



証人の方にも押してもらって下さい

離婚調停・離婚裁判の場合は家庭裁判所からの書類が必要です。それ以外はすべて協議離婚です。

署名は必ず本人が自署して下さい。

(1) 氏名	夫 夫婦 一郎	妻 夫婦 花子
月日	昭和60年 1月 1日	昭和62年 4月 1日
所	札幌市中央区南1条西1丁目1番地5 札幌マンション	札幌市中央区南1条西1丁目1番地5 札幌マンション
世帯主の氏名	夫婦 一郎	夫婦 一郎
本籍	札幌市中央区南1条西1丁目1番地5	
筆頭者の氏名	夫婦 一郎	
父母の氏名	夫の父 夫婦 太郎	妻の父 同居 二郎
父母との続き柄	母 夫婦 市子	母 同居 良子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	札幌市中央区北1条西1丁目1番地	同居 花子
未成年の氏	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 夫婦 一太、夫婦 二郎
同居期間	平成25年4月から 令和2年11月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
同居する前の住所	札幌市中央区南1条西1丁目1番地5 札幌マンション 101号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他	別々の印かんを押して下さい	
届出人署名押印	夫婦 一郎	夫婦 花子
事件簿番号		

戸籍に記載されている住所と一番上に名前がある人を記入します

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名印	届出 見守	届出 美子
生年月日	昭和60年 11月 23日	昭和61年 6月 1日
住所	札幌市中央区南3条西5丁目2番地1番	札幌市中央区南3条西5丁目2番地1番
本籍	札幌市中央区南3条西5丁目2番地1番	札幌市中央区南3条西5丁目2番地1番

協議離婚をする場合は必ず証人が必要です。20歳以上の方であればなたでもかまいません。

結婚前の苗字(旧姓)を記入します。旧姓に戻さず、離婚後も婚姻中の苗字を使う場合は離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があるため筆頭者の氏名には何も記入しない。

未成年のお子さんがある場合は離婚届に父母どちらが親権を行うのか必ず決め記入しなければなりません。お子さんの氏名はフルネームで夫か妻どちらかの欄に記入します。面会交流及び養育費の取り決めの有無をどちらかにチェックをつけてください。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしをつけてください。
 (面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 未成年の子がいる場合に父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないとされています。

夫または妻が養子の場合は養親の氏名をその他欄に記入します。両親の氏名・養親の氏名がわからない時は役所に相談をするか戸籍で確認しましょう。

役所が不備等の確認で連絡をする場合があります。繋がりの電話番号を記入しましょう。

休日・時間外に届出をする場合は、前日までの開庁時間内に市民課窓口で事前審査を受けて下さい。特に、時間外に届出をする場合は、必ず事前に届出の日時を連絡して下さい。

住所を定めた年月日
 夫 年 月 日
 妻 年 月 日

連絡先
 電話 090 (1234) 5678
 自宅・勤務先 [] 携帯